小規模多機能型居宅介護　のだの里　料金表

小規模多機能型居宅介護費（基本サービス料）①

介護度	要支援1	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
単位数/月	3,450単位	6,972単位	10,458単位	15,370単位	22,359単位	24,677単位	27,209単位

加算②			
初期加算	利用開始日から30日まで		30単位/日
認知症加算（介護予防を除く）	Ⅰ	・認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置。・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合。・当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催。・認知症介護指導者研修終了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施。・介護職員、看護職員ごとの認知ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定。	920単位/月
	Ⅱ	・認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置。・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合。・当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催。	890単位/月
	Ⅲ	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合。	760単位/月
	Ⅳ	要介護状態区分が要介護２である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合。	460単位/月
サービス提供体制強化加算	Ⅰ	（1）全ての従事者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。	750単位/月
		（2）利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。	
		（3）次のいずれかに適合すること。	
		（一）従事者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が７０％以上であること。	
		（二）従事者の総数のうち、勤続年数１０年以上の介護福祉士の占める割合が２５％以上であること。	
	Ⅱ	次のいずれにも適合すること。	640単位/月
		（1）従事者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50％以上であること。	
		（2）（Ⅰ）（1）、（2）に適合するものであること。	
	Ⅲ	次のいずれにも適合すること。	350単位/月
		（1）次のいずれにも適合すること。	
		（一）従事者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が４０％以上であること。	
		（二）常勤職員の占める割合が６０％以上であること。	
		（三）勤続年数７年以上の介護福祉士の占める割合が３０％以上であること。	
		（2）（Ⅰ）（1）、（2）に該当すること。	

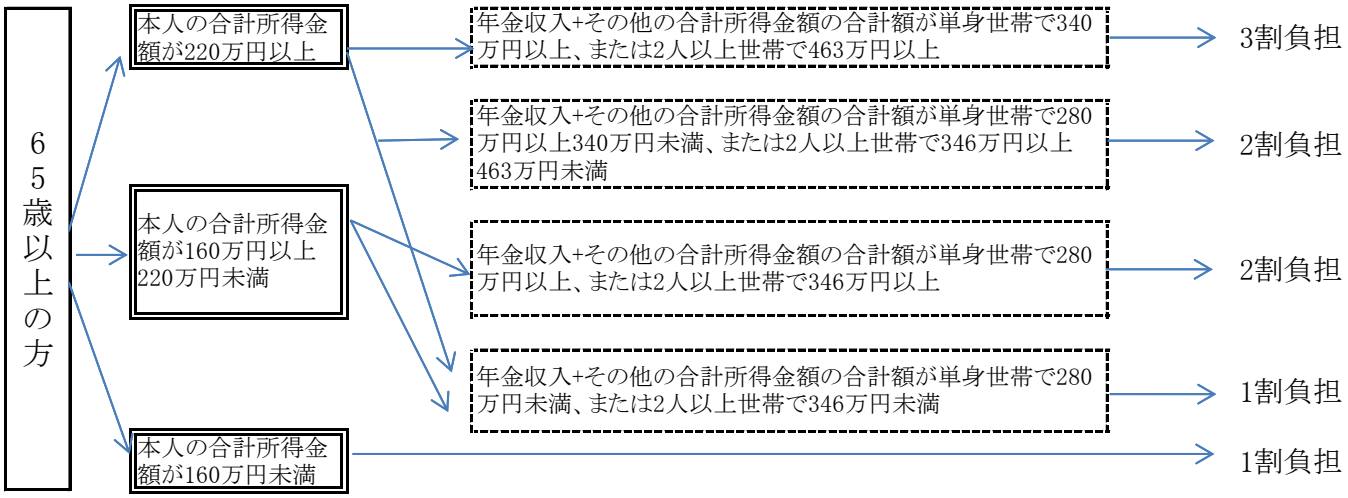
看護職員配置加算（介護予防を除く）	Ⅰ	専ら小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師を1名以上配置していること。		900単位/月
	Ⅱ	専ら小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を1名以上配置していること。		700単位/月
	Ⅲ	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していること。		480単位/月
総合マネジメント体制強化加算	Ⅰ	（1）個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種共働により、随時適切に見直しを行っていること。		1,200単位/月
		（2）利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。		
		（3）日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。		
		（4）必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。		
		（5）地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。		
		（6）障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること。		
		（7）地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。		
		（8）市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること。		
		＊事業所の特性に応じて（5）～（8）１つ以上実施		
訪問体制強化加算（介護予防を除く）		(1) 訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置していること。 (2) 訪問サービスの提供回数がひと月あたり200回以上であること。		1,000単位/月
若年性認知症利用者受入加算		若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること	介護→	800単位/月
			予防→	450単位/月
生活機能向上連携加算	Ⅰ	介護支援専門員が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行った場合。		100単位/月
	Ⅱ	利用者に対して、訪問リハビリテーション事業所等の医師等が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該医師等と利用者の身体状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該医師等と連携し、計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行った場合。		200単位/月
口腔・栄養スクリーニング加算		小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可。※６月に1回を限度		20単位/回
科学的介護推進体制加算		利用者ごとの、ＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、上記の情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。		40単位/月
看取り連携体制加算（介護予防を除く）		利用者ごとの、ＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している事。必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、上記の情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。		64単位/日

<table>
<tr><td rowspan="10">介護職員処遇
改善加算</td><td rowspan="10">Ⅱロ</td><td colspan="2">キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ＋職場環境等要件を満たすこと</td><td rowspan="10">当該月の合計
単位数の
18.3%</td></tr>
<tr><td>キャリアパス要件Ⅰ</td><td>職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること</td></tr>
<tr><td>キャリアパス要件Ⅱ</td><td>資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること</td></tr>
<tr><td>キャリアパス要件Ⅲ</td><td>経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
【キャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組みの例】
・「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組み
・「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組み
・「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組み</td></tr>
<tr><td rowspan="6">職場環境等要件</td><td>・入職促進に向けた取り組み</td></tr>
<tr><td>・資質の向上やキャリアアップに向けた支援</td></tr>
<tr><td>・両立支援、多様な働き方の推進</td></tr>
<tr><td>・腰痛を含む心身の健康管理</td></tr>
<tr><td>・生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のため</td></tr>
<tr><td>・やりがい、働きがいの醸成</td></tr>
<tr><td colspan="2">＊就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む</td></tr>
<tr><td>地域加算</td><td></td><td colspan="2">7級地（金沢市）料金表①②の計算による1か月のサービス合計単位数×10.17円（金沢市の場合）の約1割が利用者負担</td><td>1単位
10.17円</td></tr>
</table>

自己負担料金

食費	朝食	550円/日
	昼食	610円/日
	夕食	550円/日
	おやつ	140円/日
食事キャンセルについて	朝食は前日18時まで 昼食は当日10時まで 夕食は当日12時まで	
宿泊費	2,640円/泊	
洗濯代	300円/1回(洗濯+乾燥)	
理美容	カット(ブロー込み)1,980円・顔そり660円・パーマ(シャンプー、ブロー込み)3,960円	
電気使用量	1点につき、50円/日(電気毛布・アンカ・テレビなど持ち込まれる場合)	
備考	1. 健康管理費(予防接種等)、電気使用量、行事・趣味・レクリエーション、その他日常生活上必要となる物品については、実費となります。	
	2. 外出支援などの際に発生する費用については、事前にご利用者・ご家族代表者と相談させて頂きます。	
	3. 職員の配置状況や、ご利用者の身体状況等に応じて、個別に加算される場合があります。	

利用者負担判定について



※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者の方は上記に関わらず1割負担

※ 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基 礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得 に係る特別控除を控除した額で計算されます。「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

小規模多機能型居宅介護事業所こころ　のだの里　料金早見表

※令和8年4月1日～

	1	2		3	4	5	6	7	8	9	10	11			
	基本料金 ※月額	認知症加算		看護職員配置加算	サービス提供体制強化加算	総合マネジメント体制強化加算	科学的介護推進体制加算	生産性向上推進体制加算	基本合計単位数 （1～7の合計）	介護職員処遇改善加算 （8×14.6%）	合計単位数 （8+9）	地域加算 （10×10.17円）	利用者負担 1割負担	利用者負担 2割負担	利用者負担 3割負担
要支援1	3,450				350	1,200	40	10	5,050	752	5,802	59,006 円	5,901 円	11,802 円	17,702 円
要支援2	6,972				350	1,200	40	10	8,572	1,277	9,849	100,164 円	10,017 円	20,033 円	30,050 円
要介護1	10,458	Ⅲ	760	700	350	1,200	40	10	13,518	2,014	15,532	157,960 円	15,796 円	31,592 円	47,388 円
		Ⅳ	460	700	350	1,200	40	10	13,218	1,969	15,187	154,451 円	15,446 円	30,891 円	46,336 円
		無	0	700	350	1,200	40	10	12,758	1,901	14,659	149,082 円	14,909 円	29,817 円	44,725 円
要介護2	15,370	Ⅲ	760	700	350	1,200	40	10	18,430	2,746	21,176	215,359 円	21,536 円	43,072 円	64,608 円
		Ⅳ	460	700	350	1,200	40	10	18,130	2,701	20,831	211,851 円	21,186 円	42,371 円	63,556 円
		無	0	700	350	1,200	40	10	17,670	2,633	20,303	206,481 円	20,649 円	41,297 円	61,945 円
要介護3	22,359	Ⅲ	760	700	350	1,200	40	10	25,419	3,787	29,206	297,025 円	29,703 円	59,405 円	89,108 円
		Ⅳ	460	700	350	1,200	40	10	25,119	3,743	28,862	293,526 円	29,353 円	58,706 円	88,058 円
		無	0	700	350	1,200	40	10	24,659	3,674	28,333	288,146 円	28,815 円	57,630 円	86,444 円
要介護4	24,677	Ⅲ	760	700	350	1,200	40	10	27,737	4,133	31,870	324,117 円	32,412 円	64,824 円	97,236 円
		Ⅳ	460	700	350	1,200	40	10	27,437	4,088	31,525	320,609 円	32,061 円	64,122 円	96,183 円
		無	0	700	350	1,200	40	10	26,977	4,020	30,997	315,239 円	31,524 円	63,048 円	94,572 円
要介護5	27,209	Ⅲ	760	700	350	1,200	40	10	30,269	4,510	34,779	353,702 円	35,371 円	70,741 円	106,111 円
		Ⅳ	460	700	350	1,200	40	10	29,969	4,465	34,434	350,193 円	35,020 円	70,039 円	105,058 円
		無	0	700	350	1,200	40	10	29,509	4,397	33,906	344,824 円	34,483 円	68,965 円	103,448 円

自己負担	食費	おやつ 140円　　1日の食費合計 1,850円
	宿泊費	2,520円　（食費・宿泊費とも、標準負担額減額の適用はありません）

・単位数については四捨五入、円については切り捨て。円表記の無いものは全て単位数です。